租税条約において村・県民税を直接対象としていない外国政府職員、教授 留学生等に係る平成 年度の村・県民税免除に関する届出書

平成 年 月 日

榛 東 村 長 様

昭和40年6月10日 届け出ます。 所得税についてに 租税条約に関する局	は、日本国と			<u></u> と(の間の租利	总条約第	条第	_項に	より、
	氏 名								
	住所 (居所)								
村·県民税	生年月日			年	月	月 (歳)		
(住民税)の	国 籍				入国年月	月日 平成	年	月	日
免除を受ける者	在留資格								
	在留期間	平成	年	月	∃ ~ ∑	P成 年	月	目	
	入国前の住所								
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名称								
	所 在 地								
非課税となるべき所得	支払者名称								
	支払者所在地								
	支払方法								
	所得の種類				金額				
納税管理人	氏 名					l			
(届出している場合)	住所								
その他参考となるべき事項									

※添付書類

- ・源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)
- ・在学証明書(学生の場合)
- ・事業等の修習者であることを証する書類(事業等の修習者である場合)
- ・交付金等の受領者であることを証する書類(交付金の受領者である場合)
- ・雇用契約等の契約書(雇用契約等を締結している場合)